

令和6年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和6年6月21日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年6月21日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	閉 会	令和6年6月21日 13時57分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	欠 員		
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	山本勝喜	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	向 出 健		2 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

令和6年第2回笠置町議会会議録

令和6年6月21日～令和6年6月28日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

令和6年6月21日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 所信表明
- 第5 報告第1号 令和5年度笠置町一般会計継続費繰越計算書の件
- 第6 報告第2号 令和5年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第7 報告第3号 令和5年度(2023年度)城南土地開発公社決算に関する報告書の件
- 第8 報告第4号 令和6年度(2024年度)城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件
- 第9 承認第2号 令和5年度笠置町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求める件
- 第10 承認第3号 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件
- 第11 承認第4号 笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第12 承認第5号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第13 承認第6号 過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第14 承認第7号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第15 議案第23号 笠置町地方創生基金条例制定の件
- 第16 議案第24号 笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第17 議案第25号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第18 議案第26号 令和6年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件
- 第19 議案第27号 令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さんおはようございます。

雨の多い季節となりましたが、お集まりの皆様におかれましては、体調管理に十分御留意をいただきますようお願い申し上げます。

本日ここに、令和6年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議会に先立ちまして、3月17日に行われました笠置町議会議員補欠選挙で当選されました山本勝喜議員を紹介いたします。

4番（山本勝喜君） おはようございます。山本勝喜です。

微力ではありますが頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 山本議員におかれましては、これから我々とともに住民の皆様方の御期待に応えるため、議員活動に御尽力いただきますようお願いいたします。

次に、同日開催された笠置町長選挙で当選されました山本篤志町長と、併せて人事異動による配置替えとなった職員を紹介したい旨の申出がありましたので、これを許します。

順次、自己紹介をお願いします。

町長（山本篤志君） おはようございます。

4月1日より笠置町長就任いたしました山本篤志でございます。町政運営、全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

では、4月1日付の人事異動により本定例議会から出席いたします建設産業課長の植田将行です。

建設産業課長（植田将行君） 植田です。よろしくお願ひいたします。

町長（山本篤志君） なお、参事兼総務財政課長事務取扱の前田につきましては、商工観光課長も兼務を命じております。よろしくお願ひいたします。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱をしております前田です。よろしくお願ひいたします。

議長（西 昭夫君） これで町長及び配置替えを行った職員の自己紹介を終わります。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

省エネルギーに対する意識向上と環境負荷の軽減を図るためクールビズを推奨し、当面の

間はノーネクタイ及び上着の脱着を許可いたします。

また、携帯電話をお持ちの議員及び職員は電源を切っていただくか、サイレントモードに設定してください。併せて、撮影、録音、通話等を禁止いたします。

なお、報道機関から写真撮影の申請があり、許可をしたので申し添えます。

議長（西 昭夫君） ただいまから、令和6年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、向出健議員及び2番議員、松本俊清議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員にお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月28日までの8日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

5月21日、全国町村議会議長会主催の令和6年度町村議会議長研修会が東京都で開催され、出席をいたしました。「議員の成り手不足は住民自治の危機 その打開の道を探る」と題した大正大学教授の講演のほか、「ハラスメント 自治体議員が注意すべきポイント」「将来の地方議会を担うのは誰か」と題した講演がそれぞれ行われました。

また、この日は京都府選出の国会議員の方々と懇談を行いました。

5月24日、山城地区議長連絡協議会定例会が長岡京市にて開催され、出席いたしました。令和6年度事業計画及び予算等について審議をいたしました。

以上、議会報告といたします。

今定例会におきまして、議案に対する質疑につきましては、同一議員につき同一の議題について3回までとしますので申し添えます。

また、質疑は発言通告書を提出していただいた議員を優先します。順序は提出順とします。

通告以外の質疑及び通告をされていない方につきましては、後ほど質疑を行っていただきますので申し添えます。

議会運営上、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合は、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 行政報告でございます。

令和6年第2回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ、全員の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

先ほど議長のお話にもありましたとおり、3月17日の笠置町長選挙におきまして当選させていただき、4月1日に就任いたしました。

また、笠置町議会議員補欠選挙において当選されました山本勝喜議員におかれましてはおめでとうございます。

今年は全国的に平年より遅い梅雨入りとなり、短い梅雨、暑い夏と言われております。皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について報告いたします。

4月1日初登庁いたしまして、職員に訓示を行いました。町民の皆様はお客様です。町民一人一人の声を聞き、住民の方のために仕事をしていただきたいと思います。その後、新規採用職員4名並びに人事異動を行った6名の職員に対し辞令交付を行いました。

そのうち1名は4月1日付で設置いたしました伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会において、専任での勤務を命じ、伊賀市さくらリサイクルセンター内の事務所において勤務しております。

桜も満開となりました4月9日には、笠置小学校の入学式が行われ2名の児童が入学され、全校児童は22名となりました。また、保育所では新規入所はなかったものの転入があり、ゼロ歳児を含む9名の児童が通園しています。子供たちには健やかで心豊かに育ててほしいと願っています。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、報告4件、条例並びに令和5年度補正予算

の専決処分に対する承認が6件、議案は補正予算2件を含む5件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、所信表明を行います。

町長より、所信表明を行いたい旨の申出がありました。これを許可します。町長。

町長（山本篤志君） 去る3月17日執行の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から御信任を賜り、笠置町長に就任させていただきました山本篤志です。皆様の御支持、御支援の賜物でございます。心より御礼を申し上げます。

これまでの笠置町を支えてこられました皆様の功績をしっかりと受け継ぎ、新たな笠置町の発展を目指して、そして、住民の皆様への安心・安全な暮らしを支えていけるよう、全身全霊で職務を務めさせていただきます。

私は笠置町で生まれまして、1歳の頃に両親とともに現在の木津川市に移り住みましたが、中学生の頃までは毎月のように実家に通っておりました。

春には笠置駅近くできれいな桜を楽しみ、夏には川で水遊び、秋には稲刈りを手伝い笠置山に登山、冬にはお餅つき、きれいな夜空を家族と眺めていたり、祖父母やいとこたちとの楽しい思い出が詰まっており、そのことは、ついこの前の出来事のように鮮明な記憶として残っております。

人口減少、高齢化、少子化、財政危機、いこいの館の休館、消滅自治体等、様々な課題が報道されてまいりました。

これまでも、多くの町民の皆様、議員の皆様、町長・職員の皆様が必死になって取り組まれ、今まで踏ん張ってこられた、大変な御苦勞をされてきたことに、心からの敬意を表したいと存じます。さきに述べた各種課題の解決が容易ではないことは存じ上げておりますが、それでも笠置町が置かれている状況を見ると心が痛みました。そのような中で、いつか笠置のために役に立ちたいとの想いが年々募り、この度笠置町に戻ることを決意いたしました。

笠置のために役に立ちたいと思うのは私だけではないと思います。特に、笠置での楽しい思い出を経験した笠置で育った方は、笠置を離れても笠置を忘れたわけではなく、いつも笠置が心配と、笠置に戻れるなら戻りたいと感じておられる方も多いと感じています。

笠置には、豊かな自然、輝かしい歴史・文化にあふれ、笠置を訪れた方が一度体験すると心から離れず、多くの皆様に魅了しています。笠置のために役立ちたい、笠置で何かやっ

みたいと、実際に笠置で起業された皆様が今の笠置を支えておられます。また、多くの皆様からの相談があるのも事実でございます。また、国や京都府からの相楽東部・笠置に対して、一緒になって取り組んでいこうとの声も強まっております。

このように、笠置のために役立ちたい、笠置で何かをしたいとの想いを持つ方がたくさんおられることは、笠置町の新しいまちづくり、町民の皆様の暮らしにとって最大の武器でありますので、笠置を思う皆様のお気持ちをしっかりと生かしながら、住んでよかった、住み続けたい笠置に向かって、一步ずつ着実に町政を進めて参ります。

それでは、私が取り組もうとする具体的な8つの柱について申し述べさせていただきます。

まず1つに、「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」についてでございます。

笠置の産業は、かつて大阪から笠置への直通鉄道が走り、笠置の町が多くの観光客でにぎわう時代があったと伺っております。温泉旅館・ホテルも廃業が相次ぎ、現在はキャンプ、カヌー、ボルダリングを中心としたアウトドア体験に代わり、全国的にも有名な新しい観光地に生まれ変わりましたが、商店街に人通りは少なく、今では生活必需品を購入するにも事欠く町となっています。

町の魅力は過去から変わったものではなく、アウトドア体験、後醍醐天皇の南北朝時代の歴史、笠置寺の石仏、桜、夏の青紅葉、秋の紅葉、ハイキング等、魅力は以前よりも増しているのではないかと考えますが、現在の状況は笠置の魅力を生かし切れていないのではと考えるところでございます。

そこで、「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」の第一歩として、町の事業者さんを中心に、商工会、観光協会、町を応援したい方、応援したい企業、大学、金融機関、シンクタンク等、幅広い方々が集う「KASAGI このゆびとまれプロジェクト（仮称）」を設立し、まずは、1つの事業者・企業だけが潤うのではなく、笠置全体が賑わい潤うにはどうしたらよいかを検討開始いたします。プロジェクトに参加する方々が自由に議論し、様々な関係者が相互に連携することによって、事業者の魅力、笠置の魅力を高めていく、また情報発信も一元的に行うことで笠置を全国に発信してまいります。

同プロジェクトは、笠置まちづくり株式会社内に設置し、おおむね本年11月をめぐりに議論を開始し、翌年4月1日からは、検討内容に基づき、企画・運営をプロジェクトから同社に引き継ぎ、「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」に当たります。

笠置まちづくり株式会社での事業が本格稼働後には、笠置にさらに事業者を呼び込み、いこいの館周辺を笠置の観光地の中心として展開できるようにしてまいります。持続的な事業

を行うため、投資対象となる計画を作成するなど、あくまでも投資を基本にした民間ベースによる活性化の賑わい創出を行って参ります。

行政の役割としては、民間ではできない部分を担当し、下支えを行うものと考えますが、最終的に活性化、賑わい創出により得られた利益を町民の皆様へ還元して参ります。一例では、笠置町内に販売店ができることにより、町民の皆様が買物難民とならないよう施策を講じてまいります。また、観光需要による町内の公共交通の充実を図ることにより、免許返納される方がさらに増えることに対して、町民の皆様の移動手段を確保するなどを想定しています。

2つ目に、「いこいの館の再開」についてでございます。

令和元年9月から温浴部門を休業している、わかさぎ温泉笠置いこいの館でございますが、町議会で設置されている、いこいの館運営対策特別委員会において、様々な議論が行われてまいりましたが、本年4月、再開に向けて昨年度地域活性化起業人として社員を派遣いただいていた企業から、再派遣を断られるという事態が発生いたしました。

新たな派遣を検討するため、複数の企業に打診をしたところ「温泉施設のみで町の賑わい・集客は見込めない」「継続的な運営は難しい」との意見を伺ったことから、一足飛びに再開を目指すのではなく、まずは町の賑わいづくりを先行させる必要があると考えたところです。

いこいの館の再開には、再開のための修繕費用の確保と、永年収益を確保し続けることが可能となる運営計画を策定する必要があり、いずれも民間からの投資を基本とした「KASAGIこのゆびとまれプロジェクト（仮称）」の中で、町の賑わいづくりと並行して検討してまいります。

多くの町民の皆様から再開を期待する声をいただいておりますので、本当の意味での「いこい」の館を目指して模索して参ります。

3つ目に、「新しい公共交通の構築」についてです。

町民の皆様の声で、「そろそろ免許返納しなければならない、その後、どのようにして生活をしていけばよいか。」「80歳で自家用車を運転しているが、町内でも90歳で運転している人は見かけない。」など、早ければ数年後にも、多くの町民の皆様が運転免許を返納される可能性があり、買物難民と呼ばれている町内の状況では、新しい公共交通・町民の暮らしを守る交通が必要になると考えております。

オンデマンド交通とは、一般的に事前予約制交通サービスと呼ばれ、あらかじめ事前に予

約しておくことで、予約した時間に自宅前まで迎えが来て、目的地まで送り届けてくれる交通サービスです。

身近では、南山城村の村タク、和束町のW a z C a rなどがございますが、地域の実情により運行形態が異なるため、稼働までには様々な検討と時間を要することが考えられます。

笠置町においては、高齢化が一層進んでいくこと、また町の賑わいづくりの中で、観光需要への活用も必要であると考えことから、まずは本町での導入に向けての検討を開始いたします。

4つ目に、「防災安全対策」についてでございます。

本町では、平成27年3月、笠置町の地域における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の総合的な防災計画を策定し、町の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的に、笠置町地域防災計画が策定されました。

計画策定後も、日本中、世界中で発生している自然災害は甚大化し、想定外という言葉が横行する等、従来からの備えでは対応できない事態が多発しています。

まずは命を守ること、これが最優先されるべきであると考え、そのためには早めの避難が有効であるとも考えますが、高齢化が進む中では、仮に今、皆様が避難できたとしても、数年後には避難ができない町民の皆様がおられるのではないかと想定しています。

本町の住宅地の多くが、土砂災害警戒区域、特別警戒区域である現状を考えると、いつ、どの場所においても命の危険にさらされている状況にあると考えることから、少しでも早い避難を行う必要があると考えております。

そこで、避難時における要配慮者、困難者を事前に把握し、避難の際の対応を予め準備しておくこと、気象庁等からの気象情報を事前に収集し、災害級の気象が予想される場合には、避難情報を発する基準に到達する前であっても避難を呼びかける、時には町民全員による広域避難を実施する等も必要であると考えます。

しかし、避難については、ふだんからの備えがないと急に実施できるものではございませんので、毎年避難訓練を実施することに取り組むとともに効果検証を行うことで、避難に関する取組の見直しにも活用して参りたいと考えております。もちろん危機感を持つての訓練ではありますが、町民の皆様が交流していただける機会としても活用していただけるよう取り組みたいと考えております。

5つ目は、「子育て、教育」についてでございます。

本年4月の笠置小学校入学児童は2人でございました。笠置中学校の笠置町内からの入学

生徒は2人でした。

相楽東部広域連合教育委員会の重点として、「地元笠置のために役立つ子供たちを育てたい」とございます。

私自身も全く同感であり、地元笠置を想う心を育むには、特に小学生・中学生の頃にどれだけ地元で楽しい経験を得られるのか、どれだけ楽しい思い出が作れるかだと思っており、子どもの頃の記憶は絶対に消えない、大人になっても鮮明に覚えている、これが非常に重要なことだと考えています。

人口減少が顕著になる中で、子どもたちの将来を考えると、広い世界に羽ばたいてほしいという気持ちもございますが、いつか生まれた町・育った町笠置に戻ってほしい、笠置のために役立ってほしい、その為の地域愛の教育に努めてまいります。

また、少人数であるからこそ、一人一人の個性を生かし、一人一人が活躍できる教育が、笠置、相楽東部でしかできない教育であることから、他の地域ではなじめない子どもたち、笠置での教育に魅力を感じる親御さんたちに対し、笠置町への教育移住の働きかけを積極的に行ってまいります。そして、笠置に生まれた子どもたちと同様に、笠置で育つ中での楽しい思い出、楽しい経験をしていただくことで、笠置を想う心を育むよう努めて参ります。

微力ではありますが、今定例会に提出いたします本年度補正予算において、笠置未来っ子応援交付金事業での中学卒業時に支給する額を、従来の3万円から8万円へ増額をお願いするところです。本年度については既に給付が終了しておりますが、本年4月に遡って改定後との差額を給付して参りたいと考えております。

狙いとして、一昨年度より始まった府立高校入学時のタブレット購入に係る費用負担増を支援するものであります。タブレット購入の価格が8万円、9万円と言われ、従来の入学時にかかる費用にプラスされるものでございます。

私が京都府議会議員時代のライフワークとして、教育DXのためにタブレットを生徒本人のものとして購入することは推進しますが、保護者の負担が増えてはいけないとして、入学時の費用が増加しないよう必要・不必要な物品等の見直しを行ってほしいと何度も働きかけを行ってまいりました。

しかし、京都府では3年間の就学期間の中で帳尻を合わすというのが答弁でございますので、最も費用負担が発生する入学時には8万円から9万円の負担増が発生することになります。タブレットの購入代金の支払いが6月から7月であったと記憶しておりますので、少し

でも子どもたちの保護者の負担を助けることができればと改定をお願いするものでございます。

6つ目は、「町民の皆様の声を聴く」についてでございます。

私は選挙の中で多くの町民の皆様とお話をする機会をいただきました。「町の将来が不安だ」、「自分のこれから（老後）が不安だ。」等の不安を訴える声を多数伺いました。しかし、お話が進んでいくと、「いつまでも笑顔で暮らしていきたい」と前向きな声に変わっていったのも事実です。

本町では、推計人口として1,000人を切ったと言われていますが、逆に1,000人全員の皆様の声を聞けるのではないかと考えております。町民全員の皆様の声を聞けるのは日本全国でも笠置町だけではないかと考えております。町民全員の皆様の声を伺い、今後の町政運営に取り入れていくことが必要だと考えております。

本件は、町議会の皆様と協調して行うことが必要と考えますので、本町全体として、町民全員と対話ができる町、笠置町の実現に取り組んでまいります。

7つ目は「本町の財政」についてでございます。

令和6年度の当初予算は骨格予算であり、6月定例会で肉付けを行って参りますが、6月定例会に提出いたします補正予算総額5,242万2,000円のうち、基金から繰入れを行いますのが3,972万2,000円です。つまり肉付け部分の大半を貯金から取り崩したものとなります。この状況から本町の財政は危機的なものであると言わざるを得ません。

私が所信表明で訴えたことを実現するためにも多くの費用を要することとなり、全てにおいて財政確保が必要不可欠でございますが、「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」を実行したとしても、急激に財政収入が改善されるものではなく、現状の範囲内でどのようにやり繰りするのかが問われております。

今後は、町の収入・支出に関する全ての項目について見直しを行って参ります。最小の費用で最大の効果を出すのが行政の責務でございますので、町議会の皆様にも説明を行いながら、行財政改革にも取り組んで参ります。

最後に、本町職員についてでございます。

私も、以前、他の市で28年間行政職員として従事してまいりましたので、大半の業務内容は理解しておりますが、本町のように1人の職員が複数業務を担当することはございませんでしたので、本町職員が業務多忙であることを改めて承知したところでございます。また、他の市町のように、職員の教育プログラム、指導体制も確立できておらず、苦しんでおる職

員も見かけております。私が就任する直前にも、働き盛りの職員が退職されました。また、病気で休職したり、通院する職員がいるのも事実でございます。しかし、町行政を遂行する上では、本町職員の協力、いや私共が一丸となって取り組むことが必要不可欠であることは間違いのない事実であります。

そこで、私にしかできない取り組みとして、大胆な業務の見直し、業務改革に着手して参ります。これは本町の将来を左右する取り組みであると考えておりますので、町民の皆様の御理解を賜ればと存じます。

以上、町政運営に臨みまして、私の基本姿勢を述べさせていただきましたが、これら以外にも様々な課題も含めて、町民の皆様の御意見や町の現状を踏まえ、優先順位をつけながら取り組む所存でございます。

新たな笠置町の発展と町民の皆様の安心・安全な暮らしを実現するために、しっかりと町政運営を行ってまいります。町議会の皆様、町民の皆様の温かい御支援と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

笠置町長、山本篤志。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 町長の所信表明が終わりました。

これより、町長の所信表明について質疑を行います。

質疑は発言通告書を提出していただいた議員から、項目ごとに行います。

初めに、「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」に対する質疑を行います。

まず、由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、町長から今取り組もうとされる8つの柱について述べられておりますが、まず1つ目の「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」について、「KASAGIこのゆびとまれプロジェクト（仮称）」を笠置まちづくり株式会社内に創設し、概ね本年11月をめどに議論を開始するとありますが、取組が遅いのではないかと思います。また、この笠置まちづくり株式会社の態勢はどのようにされるのか、お聞かせください。

また、笠置町内に販売店ができることにより、住民の皆様が買物難民とならないように施策を講じるとは具体的にどういうことなのか、また観光需要による町内の公共交通の充実を図ることにより、町民の皆様の移動手段を確保するとはどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

まず、「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」について、「KASAGIこのゆびとまれプロジェクト（仮称）」の議論の開始に関してでございますが、概ね本年11月をめどに議論の取りまとめを行うという意味でございます。具体的には、本定例会での議論が終わり次第、プロジェクトに着手したいと考えております。こちらは表現が分かりづらくて大変申し訳ございませんでした。

次に、笠置まちづくり株式会社の体制についてでございますが、プロジェクト着手時点では議論を開始するものでございますので、笠置まちづくり株式会社の体制が現在と変更されるものではございません。ただ、プロジェクトから事業に移行させる段階では、株式会社の再構築が必要であると考えますので、移行までの間に体制の検討をお願いすることを考えております。

次に、住民の皆様が買物難民とならないように施策を講じる件についてでございますが、町の活性化が進み、町が賑わってまいりますと、食料品や日用品等の販売店の出店も想定されると考えております。観光客向けを中心とした販売店になる可能性もありますが、その中で町民の皆様の生活必需品も販売していただくことができれば、町民の皆様の生活にも役立つものであると考えております。出店の検討の際には、現在の町内で出店されている既存の販売店の皆様にも働きかけが必要と考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、今の11月を取りまとめとするということですが、今、そしたら、どういう活動をされて、今どういう状況なのか、そのあたりと、この販売店はどこかに造られるというわけでもないのでしょうか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

今の現状でございますが、まず、個別になんですけれども、お話を町内の事業者の皆様、あと観光協会、商工会の皆様、就任の挨拶も兼ねていろんな御意見を伺っていたところでございます。その中でこういう案、今の所信表明の中でも御説明いたしましたアイデアなんかをお話しさせていただいたところでございます。おおむね皆様から理解はいただいたということで、それをまず、言っていただいたところでございますので、本定例会で御説明

をさせていただいて、後に動き出すという状況でございます。

販売店でございますが、まだ具体的にどの場所にとか、どういうお店というのではなく、やはり今の観光客の方から望まれているのが、やはりいろんなものが買える、例えば飲物が買える販売店などができればという要望もありますので、そのあたりは賑わいづくりが進んでくる段階では設置されるものというふうに想定という段階でございますので。ただ、やはり町といたしましても、町民の皆様にも還元したいということからも、販売店の設置というのは望まれるところであると考えております。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

いろいろ町内ではいろんなプロジェクトチームがあるかと思うんですけれども、例えば、笠置のいこいの館の再現プロジェクト会議が、庁舎内で職員で組織をされております。また、笠置町の各種イベントにつきましては、四季彩祭実行委員会が各プロジェクトチームを実行委員会として組織をされており、事業に取り組んでこられておりましたが、職員によるプロジェクト会議、またこの四季彩祭実行委員会のプロジェクトチームの議論というものは、この今回のプロジェクトとどのような関係があるのか、そのあたりの説明もお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今現在のプロジェクト等についてでございますけれども、様々なプロジェクトや協議体があるというのは存じ上げておりますけれども、まだそこまで全体までは調整ができていないのが正直なところでございます。ただ、できる限り、やはり一本化していければなと思っておりますし、やはり特に今回、このゆびとまれプロジェクトと申し上げましたのは、やはり事業所様、運営を現在実際に運営されている事業所さんを中心に、やはりまずは賑わいづくりということであれば儲けていただきたいと、儲けるということとなれば、やはり人をもっと集めるという、そのような取り組みが必要だと思っておりますので、まずは事業者の皆さんの努力、そして、いろんな笠置町内にもいろんな事業者さんがおられますので、その中でいろんな組合せもできる。ただ、それをやっぱり一元的に議論するという場所を最優先にしたいとは考えております。

四季彩祭実行委員会等につきましても、町内におけるプロジェクトにつきましても、まだ私のほうとしては開催に関わっていない点もございますので、そのあたり、今後、協議の方

に入っていくながら、会議での意見を伺いながら、今後の方針をどうしていくかということは検討して参りたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） まだ、四季彩祭実行委員会につきましては、今後また質問をさせていただきたいと思いますが、次の2つ目の柱のほうの質問に移らせていただきます。

議長（西 昭夫君） ちょっと待ってください。

項目ごとに聞きますので、ほかの議員で、すみません。他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」に対する質疑を終わります。

次に、2つ目の「いこいの館の再開」についての質疑を行います。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、2つ目の柱の「いこいの館の再開」についてでございますが、運営計画を策定する必要があり、民間からの投資を基本とした「KASAGIこのゆびとまれプロジェクト（仮称）」の中で検討するとありますが、具体的に民間の投資をどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） いこいの館についてお答えいたします。

いこいの館の再開につきましては「運営計画を策定する必要があり、民間からの投資を基本として検討する。」と表明いたしましたが、先にも述べましたように、温浴施設の再開には多額の費用が必要となること、また温浴施設単独での経営は難しいと意見をいただいておりますので、これは町の活性化・賑わいづくりとのセットで進めることが必要であると考えております。その町の活性化・賑わいづくり、そして、いこいの館の再開については、民間の力というのがどうしても必要だと考えております。民間の力とは、経営のノウハウに加えて、資金的にも支援いただくことを想定しておりまして、この部分が投資だと考えるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 続いて、田中議員の発言を許します。6番、田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

私は、1つのことだけ聞かせていただきます。

民間からのいこいの館について、民間からの投資を基本に「KASAGIこのゆびとまれプロジェクト」は良い取組だと感じますが、この民間から基金調達するのにやった、多分プロジェクトだと思うんですけども、その上、それで笠置まちづくり株式会社を核にプロジェクトチームを結成し進めた上で、町観光の一環として、いこいの館の将来を検討し、その方策を12月議会で示し認証を得たいということですが、その一方で、営業再開が可能かどうか含めて検討するということですから、いこいの館運営対策特別委員会において発言されております。町長は営業断念の可能性も含みを持たせておりますが、町長の本心は、例えばこの民間からの資金調達が何ぼぐらいあったら、下手なこと言うたらできるやろうけれども、そういうのが全部やっぱり頭の中に入れてやってはると思うんですけども、町長のこの考えを聞かせてもらえますか、本心。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

いこいの館についての町長の本人の本心についてお尋ねでございますが、いこいの館設立の当初から現在に至るまでも、笠置の大きな魅力の一つとして、このわかさぎ温泉笠置いこいの館があると認識しておりまして、町民の皆様からも再開してほしいという声もいただいておりますので、私の思いといたしましては、温浴施設としてのいこいの館を何とか再開したいと考えております。

しかし、これまで町議会のいこいの館運営対策特別委員会においても議論が行われてこられたように、再開に当たりましては様々な課題があるということも承知しております。

私といたしましては、再開のための修繕費用の確保と、永年収益を確保し続けられることが、再開に向けての判断材料であると考えておりまして、このハードルをクリアするために様々な検討を行いまして、模索していくというのが私の現在の考えでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

町長、例えばまちづくり株式会社、町が出資してありますやん。せやけど、例えばここに、いこいを任せたとしたら、昔、笠置町が直営でいこいの館やっていたみたいなもので、出た赤字全部、笠置町が補填せんなんですわね。そういうのも全部頭の中に入れて、また進めてください。

議長（西 昭夫君） 答弁はいいですか。他に質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで、いこいの館の再開に対する質疑を終わります。

次に、3つ目の「新しい公共交通の構築について」質疑を行います。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

それでは、3つ目の「新しい公共交通の構築について」、オンデマンド交通については以前から導入に向けての検討がされてきたと思うんですが、先ほど町長の所信表明の中では、本町での導入に向けての検討を開始するんだというようなことを申されましたが、今までのその検討結果というのはどうだったのか、お聞かせください。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(山本篤志君) 由本議員の御質問にお答えいたします。

新しい公共交通の構築でのオンデマンド交通の検討結果についてでございます。

本町では、令和3年度総合計画作成時、また令和4年JR関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通計画策定時に町民アンケートを実施しておりまして、現在の町内循環バスは「家からバス停までの距離がある。」「朝夕の通勤通学の便がない。」、また「便数が少ない。」「ルートを増やしてほしい。」等、循環バスの再編を求める意見が多数出されておりました。また、第4次総合計画作成時のアンケートでは、相楽東部広域バスに対しまして、朝夕の増便やバス停までの距離が遠い、家の近くまで来てほしいとの声も聞かれております。

これらの課題を解決する方法として、デマンド交通の検討を進めてきたところでございます。現時点では検討途中でありまして、結論というのは得られておりませんので、より具体的な検討を加速してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(西 昭夫君) 7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

それでは、いつ頃まで検討の結果というのが出されるのか、そのあたりをお聞かせください。

議長(西 昭夫君) 町長。

町長(山本篤志君) 再度の御質問にお答えさせていただきます。

具体的にはまだいつまでというものは、目途というところまでは正直なところ出せてはいないんですけれども、ただ、所信の中でも述べましたように、やはり高齢化が進んでいく。そして、免許返納等がここ数年で増えるだろうと予測されるということも考え、そして、こ

れ村タクもそうでしたし、W a z C a r もそうなんですけれども、いざ導入をしたとしても、やはりなかなか定着、なじむまでにも時間がかかるということを考えますと、そんな5年とかという単位にはないと思います。ですので、やはり数年以内にはきっちりと答えを出していかないと、方針を出さないといけないというふうには考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

高齢化がますます進む中ではありますので、もっとスピード感を持っていろいろまた検討していただいて、結果を出していただきたいということをお願いしておきます。よろしくお願い致します。

議長（西 昭夫君） 次に、向出議員の発言を許します。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

オンデマンド交通についてお尋ねをいたします。

まずは、本町での導入に向けての検討を開始するとあります。今、答弁にもありましたように、かなり時間がかかるだろうという答弁もありました。その中で、村タクの共同利用ですね、今、現に実際に動いているものを利用するというのが比較的時間的にも早く導入できる可能性があると思うんですけれども。

まず本町で導入するというのが、もう町独自で単独でやるという意味なのか、その村タクの共同利用も含めて、そういうことも考えて進めるのかということで大きな違いが出てくるのかなと思いますので、その点、どのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 向出議員の御質問にお答えいたします。

オンデマンド交通についてのお尋ねでございますけれども、現時点では、あらゆる方法について検討したいと考えております。その中には、南山城村で実施している村タクの検討も一つと考えておりますけれども、現時点ではまだ具体的な協議や村との相談というのはまだ行っておりませんので、やはり南山城村、そして京都府の意向も伺いながら進める必要があると考えておりますので、こちらにつきましても検討状況につきまして、適時、報告をしてまいりたいということを考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで「新しい公共交通の構築」に対する質疑を終わります。

この際、休憩をします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 次に、4つ目の「防災安全対策」について質疑を行います。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

防災安全対策について、避難時における要配慮者、困難者を事前に把握し、避難の際の対応を予め準備しておくこと、また正確な情報をいち早く提供する必要があると思いますが、笠置町では職員の体制が大きな問題であると思います。町職員の多くは町外に居住し、以前から国道163号が不通となったときに、ほとんどの職員が出勤ができず、対応に問題が生じておりました。災害時には対応ができないわけです。

今回18日の電柱が倒れ国道163号が不通になったときにも町長は実感されたと思いますが、有事の職員の態勢をどのようにされるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の防災安全対策の有事の際の職員体制についてお答え申し上げます。

6月18日早朝に発生した電柱倒壊による国道163号の通行止めでは、町外在住の職員が始業時に出勤できないという事態が発生いたしましたが、町では直ちに実態の把握と課題の抽出など課題解消のために、管理職に対し調査を指示いたしまして、その内容を集約しております。その中でも様々な不備な点が明らかになったことから、まずは改善に向けての作業を開始したところでございます。

災害時の有事は予め想定できないこともあり、今回発生した事例も含めて、職員全員が直ちに招集できないことも、現実として起こり得ると考えますので、まずは限られた人数でも、最低限行うべきこと、そして、連絡調整する先などを庁内で共有化を図りながら、今後は例えば机上訓練等も実施しながら対応できる体制をつくっていくということを考えております。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そういった職員の体制、事前にいろいろ協議していただいで決めていただく必要があるかと思いますが。今回も、正確な情報をいち早くというところで、やはり防災無線なりで情報を流していただきたいと思うんですが。小学校の児童もそのあたりの情報がなかなかなかったということで、かなり見回りの方とかいろいろ御苦労されたというふうにも聞いておりますので、小学校は教育委員会のほうで現場の方でいろいろ協議をされることかと思うんですが、笠置の問題ですのでそのあたりも併せて協議の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） いいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで「防災安全対策」に対する質疑を終わります。

次に、5つ目の「子育て、教育」について質疑を行います。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、「子育て、教育」について少人数であるからこそそのメリットもあるでしょうが、またデメリットもあると思ひます。例えば、少人数では団体行動ができない等があります。子どもたちにとって将来を考えた場合、少人数がいいのか検討しなければいけないと思ひます。

また町長は、府議会議員時代に、児童・生徒が学校で不必要な物品等の見直しを懇願されてこられたとのことですので、笠置小学校・中学校での保護者の負担を軽減するため、改定をお願ひしたいと思ひますが、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の御質問にお答えいたします。

まず、少人数のメリット・デメリット及び子供たちの将来を考えた場合の少人数教育についてお答え申し上げます。

子育て、教育における少人数のメリットというのは、例えば一人一人の子どもにしっかりと目が行き届くことで、一人ひとりの個性を生かしていく、そして一人ひとりが活躍ができると。指導の充実や、例えば悩み事の相談等にも、悩み事などの把握にもつながると考えておりますが、例えば集団生活の中で学ぶことや体験することについてはデメリットも大きいかと考えております。

何人が適切な人数かについては議論や研究が必要であると思ひますが、本町における現状

に対しては、少しでも多くの子供たちが揃う小学校・中学校である必要があると考えているところでございます。その為にも、教育移住の働きかけが必要であると考えております。

次に、笠置小学校・中学校での保護者の負担を軽減する改定についてでございます。

子育て、教育に係る費用は年々増加していることは、保護者の皆様の負担が増加しているということが事実でございます。本町が子育て支援を充実させることによりまして、例えば移住者の増加にもつながるものではないかと考えておりますので、限られた財源の中ではございますが、どのような負担軽減が図れるのかにつきましては検討してまいりたいと考えております。

しかし、子育て、教育は本町だけの取り組みではなく、国の責任においてもしっかりと支えていくべきものであると考えておりますので、様々な負担軽減策につきましても国や京都府にも要望してまいります。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

以前の町長の話で、一人でもおられたら小学校は存続させるんだというような考えがあったようでございます。何人なら駄目だとか、そのあたりはちょっと分からない話なんですけれども、町長、先ほどお答えになったんですけれども、前町長のその考えですね、そのあたりについてどのように思われるのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 今、何人かという御質問でございますけれども、私も、ちょっと根拠的なものというのは正直なところ、持ち合わせているわけではございませんので、この答弁が正確かどうかというのはちょっと置いていけるんですけれども。やはり今の小学校のほうでも、行政報告の中に22人という形になっているということを考えますと、やはり1クラスに、これは理想かもしれませんが、やはり1クラス、最低でも10人以上はいるべきじゃないのかなと。やはりいろんな集団行動をする中で、それぞれの個性を尊重していく中で考えますと、やっぱり一定数の子どもが同学年でいてというのは私は必要であると思っております。

ただ、今の現状ではそのままでは、その数字には達していかないということもございますので、これが別に目標値というわけではないんですけれども、やはり少しでも少人数は少人数でありながらも、その中でも一定の集団がいるようなものはやはり目指していくべき方向

性として、例えばその移住に関する目標値にもなるかとも考えております。このあたりにつきましては、ただ数字等につきましては根拠が実際あるものではございませんので、そのあたりは御理解賜れたらと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。4番、山本議員。

4番（山本勝喜君） 4番、山本です。ちょっと今のことについてお伺いします。

3万円から8万円に増額されるということ、非常に自分はいいいことだと思っております。ただ、この中で中学校卒業というのはやはり笠置中学校には笠置町だけでなく、南山城村の子たちも通っているのです、この事業を南山城村もされているのか。もし、されていなかったら、やはりこれは南山城村のほうにもお声がけいただいて、やっぱり笠置中学校ですので、両町村がそろってやっていたらありがたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

この笠置未来っ子応援事業のほうですね、これは笠置町独自のものであるというふうに認識しております、南山城村では実施していないというふうには聞いております。もちろん中学校を卒業になりますので、中学校は南山城村と笠置町の子供たちで笠置中学校を構成しておりますので、そこで差が出るのはどうかというのは確かに御意見というものはあるかと思っております。そのあたり、南山城村と、及び東部3町村での教育委員会と、東部3町村の連合も構成しておりますので、その中でも報告という形ではさせていただきたいと思っております。

ただ、やはりこの実際のそれぞれの町の考え方もございますし、やはりそれぞれの財政状況等もございますので、こちらのほうからお願いするというものでは正直ないのかなと思っておりますので、そのあたりは報告という形をさせていただく中で、各市町村、話し合いなり、機会があるのであれば話し合いさせていただいたり、こちらの考え方を説明するということはやっていきたいとは考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで「子育て、教育」に対する質疑を終わります。

次に、6つ目の「町民の皆様の声を聴く」についてを質疑を行います。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 「町民の皆様の声を聴く」ことについて、本町全体として町民全員と対話ができる町笠置町の実現に取り組むとありますが、どのようにして町民全体の声をお聞き

になるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の「町民の皆様の声聴く」ことについてお答え申し上げます。

私が選挙の中で、多くの皆様からお話を伺うことができたんですけども、その内容は様々ではございました。しかし、町民の皆様の思う気持ちがこもったものでありまして、そのことも受けて町民の皆様の声を聴きたいと強く思ったところでございます。

本町の人口は約1,000人ということで、面積も小さな町ということで、私自身、何度も歩いてお話を伺ったというのが実際のところでございます。そのことを考えますと、実際に町民の皆様の全員の声を伺うことができるのではないかと感じたところでございますし、全員の声を聴くことができるのは、日本全国でも笠置しかないと考えたところでございますので、やはり町民の皆様の声を聴くということは、皆様の声を行政運営に反映させることを最大の目的とすることであると考えています。

そして、その目的を達成するためには、二元代表制の議会の皆様ともやっぱり協調して進めるということが必要であるということを考えておりますので、具体的な実施方法につきましては、今後、議会の皆様とも御相談をさせていただいて、決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで「町民の皆様の声聴く」に対する質疑を終わります。

次に、7つ目の「本町の財政」について質疑を行います。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

「本町の財政」について、人口が減少する中、高齢者比率が高くなり、自主財源の確保が年々困難になることが予想されます。この状況下で、いこいの館に利活用もしないで年間2,000万近くの公金が投入されております。必要なところに公金を投入されるよう見直しをお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の「本町の財政」についてのお尋ねにお答えいたします。

現在におきましても、本町の財政というのは非常に厳しく、人口減少や高齢化比率が高まる中では、自主財源の確保がますます困難になるということは御指摘のとおりであると認識

しております。

また、いこいの館に係る経費も毎年発生していることも承知しておりますので、できる限り早い段階で、公金からの支出は見直したいと考えております。

そのためにも、まずは町を活性化させ、賑わいづくりを行うということが不可欠であると考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じ上げるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

あらゆるその支出について見直しをしていただくとともに、収入のほうも見直しのほうも実際行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで「本町の財政」に対する質疑を終わります。

次に、8つ目の「本町職員」について質疑を行います。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

本町職員について、町行政を遂行する上で、職員の協力は不可欠であることは間違いありませんが、個々の職員の担当業務について無責任なところが散見されます。町長は、大胆な業務の見直し、業務改革に着手するということですが、どのように業務の見直し、業務の改革をされるのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 由本議員の業務の見直し、業務改革についてのお尋ねについてお答え申し上げます。

本町の職員は1人で複数業務を担っており、その結果、業務が多忙となり、それぞれの担当業務が行き届かない部分も発生しているのではないかと考えるところでございますが、本町における職員数を増やすということも容易ではございませんので、まずは企画調整課兼務職員による業務改善ミーティングを立ち上げたところでございまして、その中でまずは職員ベースでの業務改善、業務の見直しについての検討を開始したところでございます。

まずは、その結果を受けての、結果を踏まえて、また次のステップという形に移行させていければなと思っておりますので、まずはその検討結果の報告を受けて、また次のステップ

へ動き出していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで「本町職員」に対する質疑を終わります。

これで町長の所信表明に対する質疑を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第5、報告第1号、令和5年度笠置町一般会計継続費繰越計算書の件、日程第6、報告第2号、令和5年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件、日程第7、報告第3号、令和5年度（2023年度）城南土地開発公社決算に関する報告書の件、日程第8、報告第4号、令和6年度（2024年度）城南土地開発公社事業計画に関する報告書の件、以上の4件はいずれも報告です。会議規則第37条の規定により一括して報告を求めます。山本町長。

町長（山本篤志君） 報告第1号から報告第4号まで一括して提案理由を申し上げます。

報告第1号、令和5年度笠置町一般会計継続費繰越計算書につきまして、子ども・子育て支援計画策定に係る令和5年度の執行残2万7,766円を令和6年度予算に逡次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

報告第2号、令和5年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法第213条第1項の規定により、令和5年度予算から令和6年度予算へ15事業、総額1億3,278万500円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、令和5年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましては、令和6年4月25日に開催されました理事会において、令和5年度の事業報告及び決算が、また報告第4号、令和6年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましては、令和6年3月27日に開催された理事会において、令和6年度の事業計画及び予算がそれぞれ承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。以上、4件の報告でございます。

議長（西 昭夫君） これで報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第9、承認第2号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第2号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

国民健康保険特別会計繰出金の増額及び早期退職者に係る退職手当組合特別負担金の予算計上など、また繰越明許費の追加が必要となったことに対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に承認を求めるものでございます。

歳入歳出それぞれ4,013万9,000円を減額し、歳入歳出総額を16億6,821万6,000円となります。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱。参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。承認第2号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件につきまして、議案の説明をさせていただきます。

先ほど町長のほうからの提案理由にもありましたように、補正予算（第6号）につきましては歳入歳出それぞれ4,013万9,000円を減額しており、3月29日に専決処分をしたものでございます。

国民健康保険特別会計への繰り出し、また明許繰越しとなる事業の追加等、2月定例会において可決いただきました補正予算第5号において事業費を減額しておりましたが、ほぼ事業費の確定が見込めることから、再度精査させていただき、こちらも併せて減額させていただいたものでございます。

では、私のほうからは歳入と歳出につきましては、議会費、総務財政課及び商工観光課所管の予算について説明させていただきます。

なお、人件費につきまして不用額を減額したものでございますので、一部説明のほうは省略させていただきますので御了承ください。

それでは、10ページ歳入の方から説明させていただきます。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税につきましては、最終額の確定に伴いまして16万5,000円を増額、同じく地方譲与税2項の地方揮発油譲与税におきましても金額が確定しましたので3万9,000円を増額しております。森林環境譲与税につきましても

確定に基づきまして1, 000円の減額となったものでございます。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、こちらにつきましても確定値による減額となります。

5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金につきましても、それぞれ確定値によるものでございます。

9款自動車取得税交付金、10款環境性能割交付金、こちらもそれぞれの確定でございます。

11款地方特例交付金につきましても、確定による11万4,000円を減額したものでございます。

12ページでございます。

12款地方交付税につきましてもは1,028万6,000円の減額となっております。こちら3月に交付されました特別交付税で確定となりましたので減額としたものでございます。

15款国庫支出金、国庫負担金につきましても、障害者自立支援給付金事業につきましてもは減額で確定。新型コロナウイルスワクチンの接種に関しましては25万2,000円の増額となっております。国庫補助金につきましても、最終の補助金交付確定となりましたのでそれぞれ増減を行ったものでございます。

16款府支出金につきましても、府負担金、府補助金また委託金ともに確定に伴いまして増減を行っております。

19款繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金は1,412万5,000円で、財源不足のための繰入金を除きまして減額したものでございます。

諸収入につきましても確定値に基づくものとなっております。

14ページ、22款町債でございます。事業費の確定に伴いまして、それぞれの起債につきまして減額したものでございます。

歳入につきましてもは以上となります。

続きまして、15ページ議会費でございます。

議会運営費の中で議員報酬1名欠員となりましたので、その欠員のまま終了しましたので、その分の報酬を減額したものでございます。

2款総務費におきまして、一般管理費におきましては、冒頭説明いたしました早期退職職員の退職手当組合特別負担金が数値の通知がございましたので、こちらを増額させていただいたものでございます。

それぞれの事業につきましては、確定または委員会開催等ございませんでしたので減額させていただいたものでございます。

16ページ同款企画費でございます。こちらもそれぞれの事業費の確定に伴いまして減額をさせていただいております。

中段の新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、地域振興券の配布、また商品券の配布を行いました。交付の対象となる方の人数の確定に伴いまして、それぞれ減額したものでございます。

地域活性化起業人事業につきましては、実務研修への事業、派遣期間が短くなりましたのでその分の減額となっております。

17ページでございます。

中段4項選挙費におきまして、町議会議員選挙費、町長選挙費、それぞれ減額をしております。町議会議員補欠選挙におきましては、無投票となりましたので経費の減額、また町長選挙につきましては、3名分の計上しておりましたが2名分となりましたので、その分を減額させていただいたものでございます。

ページ飛びまして22ページをお願いいたします。

8款消防費におきましては、非常備消防費といたしまして、消防団員の人数調整によります減額、また報償費につきましては活動日数の調整によりまして減額したものでございます。

教育総務費におきまして、負担金相楽東部広域連合への負担金の減額ですが、これは国庫補助、府補助金の確定に伴いまして負担金が減額されておりますので、負担金の減額に伴い、こちらの減額をしたものでございます。

こちらの総務財政課、また商工観光課所管のものについては以上の説明となります。

失礼いたします。申し訳ありません。

先ほど、私、総務財政課商工観光課所管のものだけの説明ということでさせていただきましたけれども、冒頭言いましたように、事業費につきましては各課精査した上で、予算の減額について提出していただいております。各課の説明を一部省略させていただきますので、御了解いただけたらと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします部分についてお伝えさせていただきます。

18ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会総務費、社会福祉総務費繰出金事業、国民健康保険特別会計繰出金におきまして13万3,000円を計上しております。国民健康保険特別会計の総務費の支払いにおいて、予算不足が生じた為でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

承認第2号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そしたら、まず入のほうなんです、12ページの地方交付税、これが8億7,270万5,000円が補正後のということになっております。今回は特別交付税分を減額されておりますが、この額でもう確定というようなことでよろしいのでしょうか。その点、確認したいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

特別交付税につきましては、以前より回答させていただいておりますとおり、3月をもちまして額が確定するということでもございました。今回につきましては、京都府のほうから報告がありましたのは、能登半島地震の関係で他の市町村の方へ交付税の方が多く交付されるといところが減額の原因になったということで認識をしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私、お聞きしているのは地方交付税として8億7,270万5,000円がもう確定ということなのかということをお聞きしたつもりなんですけれども、以前から普通交付税についてはかなり増額するというようなことで、私もいろいろ質問をさせていただいたと思うんですけれども、そういったあたりで全く補正とかはなかったものですから、今回も最終のこの専決予算ですので、そのあたりのことをお聞きしたかったんですが、そのあたりはどうなんでしょう。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確定しておるかというところの質問でございますが、3月に特別交付税の方が確定いたしました。普通交付税は前回2月でしたか、既に確定をしておりますので、今回の減額は特別

交付税の分だけということになっております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

次に16ページ企画費なんです、ここで交流施設等の管理事業、その他工事で120万4,000円が計上されておりますが、これの内容について説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、先ほどの説明の中でこちらのほう、ちょっと説明漏れておりました。申し訳ありません。

交流施設につきましては、3月で除去の工事を行わせていただきました。当初計上いたしました金額が500万となっておったのですが、中の資材といいますか、処分に係る費用等を増額しましたので、予算の中で組替えを行いまして、今回120万4,000円を増額させていただきます。

移住促進事業の200万を減額し、この中でやりくりをさせていただいたというもので、3月末でございましたので流用という措置は取らずに組替えをさせていただいたものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

実際、旧植村邸ですか、それは500万で足らなかったから、この120万4,000円を増額補正したということと、この移住促進事業の200万、これも充てられているんですかね、その点はどうなのかなということなんですけれども。結局その620万4,000円がかかったということではないのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住促進事業につきましては、移住された方への住宅改修の補助金であったりというものなんですけれども、こちらのほうが活用がございましたので、軒数が残りましたので、その分を減額して交流施設の管理事業の除去の工事に予算的に組み替えたというものでございます。

おっしゃいましたとおり、処分費用等多くかかりましたので、この除去事業につきましては、繰越しとなっておった事業なんですけれども、昨年度よりもやはり人件費であったり、処分費であったりというものが高騰しておりましたので、当初の見込みより多くかかってしまい、その分を増額としておりますが、他の部分で減額したということで、新たな財源の持ち出しというものはないように調整させていただいたところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 質問に答えられてないですか。1個目は意図が伝わってなかったので、4つ目を許可しましたけれども、何が意図が伝えられ。

7番（由本好史君） 入と出が別かなと思っただけです。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対して起立しないものは反対とみなします。また、賛成者については議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第2号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第2号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件は承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第10、承認第3号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第3号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

総務費で支出している共同処理手数料の支払い及び基金積立金利子分の支払いが予算不足となり、令和6年3月29日付で専決処分をしたので、議会の承認をお願いするものでございます。御承認いただきますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第3号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費において、国保連合会への共同処理手数料を支出しておりますが、予算不足となったため18万8,000円を増額するとともに、旅費1万2,000円、需用費4万1,000円、委託料2,000円の不用額を減額しております。

予算不足となった理由といたしましては、令和5年度から請求方法が毎月の請求から年4回の請求と変更となり、かつ手数料の項目に年度末に一括請求されることとなっていたのを把握できず、令和6年2月議会において不用額として減額してしまったことによるものです。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、24節積立金におきまして1,000円を計上しております。利子分の積立てに不足額が生じたためでございます。

次に、歳入の説明に移ります。7ページを御覧ください。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で13万3,000円計上させていただきます。先ほど歳出で説明いたしました総務費の財源充当分でございます。

8款諸収入、2項預金利子、1目預金利子で1,000円を計上しております。先ほど歳出で説明いたしました基金積立金の分でございます。以上、歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億992万9,000円としております。これで専決の承認を求める件の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。承認第3号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

承認第3号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、承認第3号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件は承認することに決定いたしました。

議長(西 昭夫君) 日程第11、承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に交付、同年4月1日から施行されることになりましたので、当町の税条例についても改正する必要が生じたため、地方税法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分としたものです。

改正の主な内容は、定額減税について令和6年度分、個人住民税の所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が行われること、固定資産税等の負担調整措置について、負担水準の均衡化を促進するため、現行措置を3年延長することなどによる改正でございます。以上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について説明いたします。

新旧対照表21ページを御覧ください。

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度に限り、一部令和7年度の措置とし

て定額減税の仕組みを設け、個人住民税所得割額から減税額を控除することとされ、令和6年度分の個人住民税にあつては、納税義務者控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除することとされました。

また、令和7年度分の個人住民税にあつては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者について1万円を所得割額から控除することとなっています。この場合、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者及び扶養親族とも国内に住所を有する者に限られます。これらを反映するため21ページ下段から順に令和6年度分の個人住民税の特別控除に係る規定、附則第7条の5、令和6年度分の個人住民税の納税通知書に関する特例、附則第7条の6、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税に関する特例、附則第7条の7、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定、附則第7条の8が新設となります。

次に41ページを御覧ください。

上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、附則第16条の3第3項第5号。土地の譲渡等に係る事業所得等に係る住民税の課税の特例、附則第16条の4第3項第5号。長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、附則第17条第3項第5号。短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、附則第18条第5項第5号。一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第19条第2項第5号。先物取引に係る雑損所得に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条第2項第5号につきましては、地方税の附則の改正に合わせ、特別税額控除所得割額について、読替え規定の追加となっております。

特例適用利子等及び特例適用配当に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条の2第2項第5号及び第5項第5号につきましては、外国居住者等所得相互免除法の改正に合わせ、特別税額控除所得割について、読替え規定の追加。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。附則第20条の3第2項第5号及び第5項第5号につきましては、租税条約等実施特例法の改正に合わせ、特別税額控除所得割額について読替え規定の追加によるものでございます。

次に、戻っていただき32ページを御覧ください。

附則第10条の2はわがまち特例について規定をしております。今回、再生エネルギー発電設備に係るバイオマス発電設備において、固定資産税の特例措置を新設し、併せて条項のずれを改正しております。

次に、附則第10条の3です。こちらは認定長期優良住宅に係る特例について、申告の提

出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定が新設され、条文追加と条項ずれの改正を行っております。

36ページを御覧ください。

第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条につきましては、固定資産税の土地に係る特例措置について規定しており、税負担の公平性の観点から納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を図るために、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整と減額制度を継続することとされたことによる改正です。施行日はいずれも令和6年4月1日です。

次に、18ページをお願いします。

第34条の7では、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された信託に係る事務に関連する寄附金を、寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずることとされ、単に課税標準の計算を定めるものであることから、又は金銭という文言が削除されます。施行日は公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日です。その他につきましては、文言の整備等です。これで説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

承認第4号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第12、承認第5号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第5号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令により、令和6年4月1日から施行されることになりましたので、当町の国民健康保険税条例についても改正する必要が生じたため、地方税法第179条の第1項の規定に基づき、令和6年3月31日付で専決処分としたものです。

改正の主な内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ等についてです。御承認いただきますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第5号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件に伴う専決処分の承認を求める件について説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることとなりました。新旧対照表2ページを御覧ください。

高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が22万円から24万円に引き上げられました。第2条第3項及び第23条第1項の部分です。

3ページを御覧ください。

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる所得の算定について、被保険者等の数に乗すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げました。

第23条第1項第2号及び第3号の部分です。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

承認第5号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、賛成ですか、反対ですか。

まず原案に反対者の発言を許します。1番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。承認第 5 号について反対討論を行います。

この専決の承認案件については、軽減対象を拡大している部分があり、評価できる部分もありますが、一方で後期高齢者の支援分で最高限度額が引き上げられています。公的な医療保険制度は本来は所得の多寡にかかわらず、全ての皆さんが安心して医療を受けられる、そして保障をしていく、そういう内容であるべきだと思います。

国の動きのために、町で裁量権が少ない部分もあると思いますけれども、現在、そういう所得の多寡にかかわらず、安心して使いやすい医療保険に切り替える課題こそが解決をしていく問題だというふうに考えます。公的医療保険制度の在り方として、こういう内容については反対を表明したいと思います。以上で反対討論といたします。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから承認第 5 号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

承認第 5 号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、承認第 5 号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第 13、承認第 6 号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第 6 号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部改正により、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになりましたので、当町の過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例についても改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 31 日付で専決処分としたものです。改正の主な内容は、特例措置の適用期限の延長でございます。御承認いただきますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第6号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例に伴う専決処分の承認を求める件について説明いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除、または均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令の一部改正が、令和6年4月1日施行されました。

新旧対照表2ページを御覧ください。

第2条で特例措置の期間が令和6年3月31日から令和9年3月31日に延長となります。その他につきましては、条項整備です。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

承認第6号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。承認第6号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第6号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第14、承認第7号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第7号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、令和6年3月31日付で専決処分をしたものでございます。議会の承認をお願いするものでございます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 承認第7号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、御説明させていただきます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

まず、重要事項の公開に関わる改正でございます。

掲示等で第23条では運営規定の概要等の重要事項について、施設への掲示に加え、インターネットでの公開を義務づけるものでございます。なお、笠置町内の施設につきましては、ここd eサーチ、子ども・子育て支援情報公表システムにより公開済みでございます。

次に、36条でございます。36条第3項では保育認定を受けた満3歳以上の子供が幼稚園を利用する特別利用教育に係る読替え規定の追加をさせていただいております。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。承認第7号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。承認第7号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、

承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第7号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定しました。

ここで休憩をします。

休 憩 午前 11時53分

再 開 午後 1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第15、議案第23号、笠置町地方創生基金条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第23号、笠置町地方創生基金条例制定の件について提案理由を申し上げます。

地方創生の推進を目的とした観光による交流人口や関係人口の創出や、移住・定住による新しい人の流れの創出、子育てしやすい環境づくりなど、笠置町における持続可能な魅力あるまちづくり施策に要する経費に充てるための基金を積み立てて、管理・運用・処分を行うために必要な事項を定めるため、所要の制定を行うものでございます。

なお、本条例可決の際には、ふるさと基金条例を廃止し、廃止前の条例の規定により設置されていた基金に属する現金等は、本条例の規定により設置される基金に属するものとみなすよう併せて整理するものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

議案第23号、笠置町地方創生基金条例制定の件について説明させていただきます。

平成元年度に設立しましたふるさと基金の目的である地域づくりを踏襲しつつ、時代の流れとともに変わりつつある地域の課題と、それに対応する地方創生の取組を基本にし、創生戦略に掲げる目標を柱とした持続可能な魅力あるまちづくりを推進するため、その目的を果たすための有効な事業の財源として活用する新たな基金を設置するため、地方自治法第

241条第8項の規定により、本条例を制定するものでございます。

2枚目を御覧ください。

第1条では、この基金を設置する目的について定めております。第2条では、積立額について予算で定める額としています。第3条では、基金に属する現金の管理方法について定めています。第4条では、運用収益について予算に計上し、基金に編入することと規定しています。第5条では、繰替運用について。第6条では、基金の処分について、創生戦略の基本目標を基に交流拡大、産業振興、移住・定住、子育て環境に関する事業などに使用する場合に処分することができるとしています。第7条では、委任事項について定めています。

附則としまして、施行期日とふるさと基金条例の廃止について、また経過措置としてふるさと基金条例の規定により、設置されていた基金に属する現金等は、この条例の規定により設置される基金に属するものとみなすとしています。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑は発言通告書を提出いただいた議員を先に指名します。通告者は一括で質疑を行ってください。

由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

このふるさと基金条例は廃止ということですが、令和5年度末のふるさと基金残高は幾らか教えてください。

また、今までいこいの館の運営経費をふるさと基金で賄ってきたと思いますが、今後いこいの館の運営経費は、この笠置町地域創生基金から支出されるのか、どのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

それと、ふるさと基金は地方交付税基準財政需要額に算入された地域づくり事業分を積み立てるということでしたが、笠置町地方創生基金の積立は一般会計歳入歳出予算の定める額ということですか。この地方交付税の基準財政需要額に算入された地域づくり事業分というのはどのようになっているのか、また今後、この地方交付税の基準財政需要額に算入された地域づくり事業分はどのように活用されるのか、説明をお願いしたいと思います。

それと、笠置町地域創生基金は、笠置町における持続可能な魅力あるまちづくり施策に要する経費に充てるために基金を積み立てるということですが、笠置町ふるさとづくり基金と重複するような事業があると思いますが、笠置町ふるさとづくり基金との違いについて、具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のふるさと基金条例の5年度末の残高は幾らかという質問でございます。決算認定前ではございますが、令和5年度末時点のふるさと基金の残高は約3,073万円となる見込みでございます。

続いて、2番目の御質問でございます。いこいの館の運営経費を今までふるさと基金で賄ってきたけれども、今後いこいの館の運営経費が地方創生基金から支出されるのかという御質問でございます。

いこいの館に係る経費の財源につきましては、申し上げましたとおり、これまでふるさと基金を充当し続けてまいりました。先の議会において由本議員から御指摘をいただいたことをはじめ、これまでもほかの議員の皆様にも基金の用途について議論をしていただきましたが、基金残高が残り僅かとなっている状況、それからいこいの館の現状も踏まえまして、ふるさと基金の用途につきましては、一度立ち止まって再考する機会をいただけたと考えております。

先の議会でも答弁させていただいたとおり、地域づくりを考える上で、いこいの館を切り離すことはできないということは事実でございますが、現時点ではいこいの館の在り方、方向性等が定まっていない状況で、毎年、維持管理経費を支出するということが、この基金の目的である地域づくりといえるのかといった問題にも直面しております。

そこで、現段階で方向性が定まっていないういこいの館の経費につきましては、他の公共施設と同様に一般財源から支出することとしまして、本地方創生基金については明確な目的を持って該当する事業に充てる財源として運用を図りたいというふうに考えております。

ただし、今後いこいの館の方向性が定まり、本条例の目的に沿った事業となり得るのであれば、本基金の処分の対象となる可能性は十分にあるということを補足させていただきたいと思っております。

続いて3番目の質問でございます。ふるさと基金の積立てのところでございます。

由本議員からもございましたように、ふるさと基金条例では積立ての方法としまして、第2条で地方交付税の基準財政需要額に算入された地域づくり事業分を積み立てるとうたっております。

その地方交付税の基準財政需要額に算入された地域づくり事業分といいますのは、皆さんの記憶にもあろうかと思いますが、平成元年度に、国がいわゆるふるさと創生1億円事業と

しまして、地方交付税の算定項目に特例的な項目をつくり、全市町村に地域振興のため一律1億円を交付したもので、それを原資にして当時の地域づくりを進めるために、この基金を設置したと認識をしております。特例的な項目でございましたので、それ以降30年以上積み立てるすべはなく、処分の対象となる事業の財源としまして、これまで取崩しを行ってまいりました。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今後の積立てについても再考する機会をいただいたと思っております。本条例では、一般会計歳入歳出予算の定める額とさせていただいております。ただ、正直なところ、財政状況が厳しいこの現状におきまして、積立予算の確保は大変難しいところではございます。今後誕生する将来世代や笠置町を選び移住される方、その方たちがずっと住み続けたいと思えるまちづくり施策と、それを実現させるための財源確保が必須であると考えております。

積立方法につきましては、次年度以降の予算化に向け、現在検討中でございますが、例年一定額を計画的に積立てしていくことも一案としまして、他にも財源捻出のための調査を継続して実施してまいりたいと考えております。

最後に、地方創生基金でございますが、ふるさとづくり基金と重複するような事業があるのではないかと、その基金との違いと具体的にどういったふうに活用するのかという御質問であったと思います。

笠置町ふるさとづくり基金につきましては、御承知のようにふるさと納税制度を活用した個人または団体等からの寄附金を財源とする基金でございます。一方で、笠置町地方創生基金につきましては、地方創生に資する事業への活用を目的とした一般財源による計画的な基金の積立てでございます。言わば、笠置町を応援してくださる皆さんの思いと、笠置町民の自分たちの力で地域づくりをしたい、そういう思いを実現する基金である、目的が一致する事業であれば、笠置町ふるさとづくり基金と重複する事業への処分も可能となるように制度設計をしております。

今回、町長の交代と同じタイミングで本条例の制定となりました。町長の所信表明にもありましたとおり、町の活性化や賑わいづくり、公共交通の構築、それから子育て施策など、新たな船出とともに、新しいまちづくりの施策がスタートします。その中でこれからの笠置町が魅力ある町となっていく事業を議会の皆様と議論を重ね、作り上げていきたいと考えております。引き続き、御支援を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

このふるさと基金条例が廃止され、笠置町地方創生基金条例が制定された場合ですね、当初予算ではふるさと基金の繰入金などが予算計上されておりますが、今後、予算をどのようにされるのか、組替えされるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、地方創生基金につきましては、いこいの館の方には充当しないという考えを持っておりますので、当初に上げさせていただきましたこの条例が可決されましたら、当初に上げさせていただいたふるさと基金の繰入金というのを減額させていただきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

地方創生が必要とされる背景には、その人口減少に伴う自治体の消滅の危機や地方から都市への人口流出ということがあるわけですが、この笠置町地方創生基金条例を制定して、具体的にどういった事業をいつ実施されようというような計画を持っておられるのか、そのため、基金は幾らぐらい必要と考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

具体的な事業といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、これから職員、課、いろんな課もあります。それぞれの課によってまちづくりを進めていく施策がたくさんあります。その中からこの基金を充当すべき事業に財源として使っていきたいというふうに思っております。

その予算の積立てに関してましてですけれども、それも次年度以降どういうふうに予算で積立てを行っていくかというところを検討していく段階でございます。ただ、これからまちづくりを進めるに当たって、どれぐらいまで積み立てればいいのかという限度があるわけではないというふうには思っております。これからの将来世代の負担を軽減するためにも、基金をある程度積んでいって、将来の事業にも活用できるふうにとりような運用計画を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 全議員にお聞きします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号、笠置町地方創生基金条例制定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第23号、笠置町地方創生基金条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第23号、笠置町地方創生基金条例制定の件は原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第16、議案第24号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第24号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

京都府が精神障害者に係る医療費助成制度を創設することに伴い、笠置町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。施行日は、令和6年8月1日からでございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第24号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、町長の提案理由にもありましたとおり、京都府が精神障害者に係る医療費助成制度を創設するに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表で説明させていただきます。3ページをお願いいたします。

まず、受給資格として第2条第1項第1号のア、それからイにつきましては、文言の整理でございます。次に、ウからカを追加いたしまして、まずウでは精神障害者保健福祉手帳の

等級が1級に該当する方、それからエでは精神障害者福祉手帳の更新の際に1級から2級に変更となった方は次回更新時まで対象となる。

それから、4ページでございます。オでは精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級を所持する方。カでは精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、IQがおおむね50以下の方が対象というふうに書いております。それから、キにおきましては文言の整理でございます。同条第2項につきましては、障害等級が身体障害者手帳並びに精神障害者保健福祉手帳のどの表を示しているかを記載しております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第24号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第24号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第24号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第17、議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。施行日は交付の日からでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、町長の提案理由にもありましたとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。2ページを御覧ください。

まず、保育士・保育従事者の配置基準、最低基準の改正でございます。これにつきましては、第29条、第31条、第44条、第47条が関わっております。改正内容につきましては、満3歳以上満4歳未満の児童、おおむね20人につき1人以上が満3歳以上、満4歳未満の児童おおむね15人につき1人以上と改正なっております。次に、満4歳以上の児童はおおむね30人につき1人以上が満4歳以上の児童おおむね25人につき1人以上としております。

続きまして、条見出しの変更に伴う改正でございます。これにつきましては第44条、第47条が該当いたします。第43条以降は保育所型と小規模型で規定が分かれているため、どちらの事業類型の基準であるかが明確になるよう、条見出しの事業類型を明記しております。

第44条では、保育所型事業所内保育事業所の職員、47条では、小規模型事業所内保育事業所の職員というふうに変えております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第25号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第25号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第18、議案第26号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第26号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和6年度笠置町一般会計歳入歳出総額16億1,117万4,000円に、歳入歳出それぞれ5,242万2,000円を追加し、総額を16億6,359万6,000円とするもので、主に防災活動用の公用車の購入など、防災事業に837万7,000円、定額減税補足給付事業に903万7,000円、イベント実施に係る経費などの観光事業に741万1,000円を増額計上、また4月1日付の人事異動に伴い、人件費の費目の組替えを行っています。御審議いただきまして御承認賜りますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱。参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。それでは、議案第26号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

私のほうからは、歳入と総務財政課及び商工観光課所管の歳出につきまして説明をさせていただきます。

なお、人件費につきましては4月1日付の人事異動による増減、支出科目の変更となりますので、各費目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。

では、まず歳入について説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金で247万5,000円を増額しております。自殺対策強化交付金として国庫負担が見込まれることから、事業費の2分の1を計上したものでございます。

2項国庫補助金につきましては、合計で240万9,000円を計上しております。総務費国庫補助金におきましては、社会資本整備総合交付金、また物価高騰等の重点支援地方創生臨時交付金といたしまして533万4,000円、土木費国庫補助金におきましては、道

路分の補助金の減額がございましたので292万5,000円を減額しております。

16款府支出金につきましては51万1,000円の増額となっております。総務費府補助金につきましては、木造住宅の耐震改修事業に耐震改修診断につきましては、京都府の内示に基づき軒数増えましたので増額したものでございます。

民生費府補助金につきましては、障害者福祉サービスの利用料の補助金増となっております。衛生費府補助金につきましても、動物管理指導費の増額となったものでございます。

3項委託金におきましては、京都府から委託されている東海自然歩道、また自然公園の清掃委託がそれぞれ京都府からの交付額増額に伴う26万6,000円が増額となっております。

19款繰入金、基金繰入金に関しましては、財政調整基金では3,972万2,000円、こちらは財源不足のための補填でございます。ふるさとづくり基金繰入金につきましては9万円の増額でございます。ふるさとづくり基金につきましては、ふるさと納税の増額に関するものでございます。

21款諸収入、雑入につきましては、消防団の退職報償金の額確定による増額と、宝くじコミュニティ事業の助成額、4月の内示があったものでございます。

22款町債につきましては、過疎対策総務債で高規格救急車整備事業、こちらは中部消防の東部出張所の分担金に充てるものでございます。

土木債につきましては、事業費の減額に伴いまして減額させていただいたものでございます。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、10ページからの歳出でございます。

まず、総務財政課所管のものについて説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、一般管理事業といたしまして弁護士費用49万5,000円、こちらは損害賠償請求に関しまして、顧問弁護士に代理人を依頼したことに伴う着手金でございます。例規整備支援業務委託料478万5,000円につきましては、国で進めておりますアナログ規制の見直し、また刑法の改正による例規整備の支援といたしまして2件分の金額となっております。

防犯対策事業といたしましては、防犯カメラ町内9か所設置を予定しております137万5,000円の事業費でございます。

自治振興対策事業といたしまして、コミュニティ助成事業につきましては、西部区の自主

防災組織に対する補助金となりますが、国の自治総合センターの方からの助成金の交付が確定されたためのものでございます。

公共交通事業につきましては、今後オンデマンド交通等の検討に資するためにアンケート調査を実施するものとしたしまして、送料と消耗品を計上したものでございます。

続いて、11ページでございます。

庁舎等の管理事業といたしまして21万3,000円を計上しております。ケーブルテレビの基本料金の計上、また第二庁舎への機器設置の手数料等の計上となっております。

6目企画費におきまして、地域活性化起業人事業といたしまして566万8,000円を計上いたしております。新たに2名分を8月以降8か月分の派遣研修費とその活動補助の計上、また当初予算で計上しておりましたこいの館の再建に関する起業人の1名分を減額差引きで計上したものでございます。

交通安全対策費につきましては、啓発用ののぼり旗の購入となるものでございます。

8目防災諸費におきましては、木造住宅耐震改修事業で130万8,000円の増額となっております。こちらは歳入の方でもありましたけれども、耐震改修診断、また耐震改修事業につきましては、内示額が増額となりましたので、その分に合わせて増額となったものでございます。

次の防災事業につきましては、備品購入費といたしまして防災行政無線のデジタル機器の購入と、それから防災備蓄品の購入でございます。

防災活動用の公用車につきましては、現在、水道のタンクを載せておりますトラックの更新となるものでございます。防火水槽、タンクにつきましては、令和5年度で既に購入したものでございます。

続きまして、ページ、最後のページ18ページとなります。

8款消防費、常備消防におきましては、起債のほうを借り入れるため、一般財源から地方債への財源の組替えでございます。非常備消防費につきましては、消防団員の退職報償費の計上となっております。総務財政課につきましては以上となります。

続きまして、商工観光課に関するものについて説明させていただきます。ページ戻っていただきまして10ページをお願いいたします。

10ページ下段、2款総務費の文書広報費でございます。使用料及び賃借料といたしまして21万5,000円、こちら笠置テレビの運営事業といたしまして、音楽著作権の使用料を計上しております。著作権の二次使用料過年度分を含めました計上となっております。

ございます。

続きまして、11ページ中段、6目企画費でございます。交流施設等管理事業で3万2,000円を計上しております。

令和5年度で除去いたしました空家の家電製品の廃棄手数料、処理手数料となっているものでございます。

続きまして、ページが17ページになります。

6款商工費でございます。3目観光費の中で観光事業でイベント運営委託に35万円、イベント事業費の補助金、負担金といたしまして706万円を計上いたしております。本年度、町制施行90周年ということもあり、花火大会を復活させていただきたく計上しております。また、昨年度再開をいたしました食の祭典、例年行っております、もみじまつりやさくらまつりに関しましては、広報に係る経費として706万円。また、それを事務局の運営委託料といたしまして35万円を計上したものでございます。

観光施設の管理事業につきましては、歳入のほうで京都府からの委託費が増額となりましたので、併せまして事業費を増額計上したものでございます。

最後、4目産業振興会館費で会館の運営事業でございます。エレベーターポンプ駆動ベルトの交換に必要な修繕料、また自動釣銭機の新紙幣対応が必要となったため、システム変更作業の委託をするものでございます。

下の観覧席の保守でございますが、2階ホールの電動観覧席、こちらの保守点検を長年しておりませんでしたので、今回計上させていただいたものでございます。長くなりましたが、総務財政課所管と商工観光課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします事業予算について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして委託料14万9,000円を計上しております。窓口を設置しておりますセミセルフレジを7月発行される新紙幣に対応するための経費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業といたしまして、定額減税補足給付金事業調整給付といたしまして903万7,000円を計上しております。

主要事業調書4ページを御覧ください。

定額減税可能額が減税前税額を上回る減税し切れないと見込まれる所得税、または個人住民税所得割の納税義務者に対し、控除不足額を給付するものです。消耗品費2万8,000円、通信運搬費5万4,000円、振込手数料2万5,000円、システム改修費13万円、定額減税補足給付金といたしまして880万円、こちらは所得税分3万円と、住民税分1万円を220人分として概算計上しております。

次に、予算書15ページお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、動物愛護事業におきまして、備品購入費1万1,000円を計上しております。こちらは猫の嫌がる超音波を発する貸出し用の猫よけ器具の経費として計上いたしております。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。先ほど、私、歳入の方で説明させていただきました、ふるさとづくり基金に関してです。9ページでございます。

こちら、説明間違っております、9万円につきましては笠置未来っ子応援交付事業に充当するために繰入金を増額するものでございます。大変申し訳ありませんでした。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

私の方からは企画調整課が所管しております歳出補正予算について御説明させていただきます。

予算書の12ページを御覧ください。

こちら3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中で、一番下にございます電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業のうち、その下にございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金としまして14万6,000円を計上させていただいております。

こちら令和5年度の住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり7万円を給付した事業でございます。こちらの事業が完了しまして精査したところ返還金が生じるということになっております。私の方からは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉が所管いたします歳出予算について説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費でございます。社会福祉協議会補助事業でございます。4 3 万円を計上させていただいております。これにつきましては、会計年度任用職員の次が決まらず延長していただいたことによる新規の方と、延長の方の差額分を計上しております。主に給与と期末勤勉手当分でございます。

続いて、1 2 ページから 1 3 ページにかけてでございますが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業でございます。

まず、1 3 ページの住民税均等割のみ課税世帯分でございます。

今回 1 1 4 万 4, 0 0 0 円を計上いたしております。令和 6 年 6 月 3 日に笠置町に住民登録のある令和 6 年度住民税において、新たに個人住民税均等割のみ課税となったもののみで構成されている世帯の世帯主に対して、1 世帯当たり 1 0 万円を給付するものでございます。なお、個人住民税均等割のみ課税というのは、定額減税前に均等割の未課税世帯となったものでございます。また、令和 5 年度にこの均等割のみ課税等の給付の対象となった世帯を除くものでございます。

続きまして、子ども加算分でございます。2 9 万円を計上いたしております。これにつきましても、令和 6 年 6 月 3 日において新たに住民税非課税世帯並びに均等割のみ課税世帯と同一世帯となっておられる 1 8 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を支給するものでございます。

続きまして、住民税非課税世帯分でございます。2 5 4 万 9, 0 0 0 円を計上いたしております。これにつきましても、令和 6 年度 6 月 3 日に笠置町に住民登録のある令和 6 年度住民税において、新たに個人住民税均等割が非課税となった者のみで構成されている世帯の世帯主に対し、1 世帯当たり 1 0 万円を給付するものでございます。いずれも 7 月上旬に通知、下旬に 1 回目の給付を予定いたしております。

続きまして、1 4 ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費で 9 万円を計上いたしております。笠置未来っ子応援交付金事業でございます。これにつきましては、町長の所信にもありましたとおり、中学卒業時に給付する額を 3 万円から 8 万円に増額するに当たり、本年度につきましては、本年 4 月に遡って、改定後の差額を給付するための費用として 9 万円を計上いたしております。

続きまして、2 目保育園費でございます。保育所運営事業で 1 3 1 万 5, 0 0 0 円を計上させていただいております。これにつきましては、正職 1 名、フルタイム会計任用職員が退職に伴いますパートタイム会計年度任用職員 2 名分の報償費等を計上させていただいております。

ます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。建設産業課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。16ページの上段をお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費の農業総務費でございます。95万9,000円を計上させていただいております。内容につきましては、会計年度任用職員の報酬に86万1,000円、それに伴います会計年度任用職員の費用弁償として9万8,000円の合計95万9,000円を計上させていただいております。

次に18ページの中段を御覧ください。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料、道路維持費用、法面調査業務委託料で600万円を減額させていただいております。内容につきましては、令和6年度社会資本整備総合事業交付金が確定したことによりまして、事業費の減額でございます。また、測量設計業務委託料として600万円を計上させていただいております。内容につきましては、町道3路線の測量及び設計業務委託でございます。以上で、建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本件については、本日は議案の説明までとし、定例会2日目に質疑・討論及び採決を行う予定とします。

日程第19、議案第27号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件については提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第27号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和6年度簡易水道事業会計の収益的支出の既決予定額7,721万4,000円に、支出予定額540万4,000円を追加し、収益的支出予定額8,261万8,000円とするもので、笠置取水場の取水ポンプ修繕費により増額するものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。議案第27号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の件について御説明させていただきます。5ページを御覧ください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費修繕費で504万4,000円を計上させていただいております。内容につきましては、笠置取水場の取水ポンプ2台の修繕費用でございます。収入につきましては、特別会計から公営企業会計へ移行した際に基金を取り崩し、引継ぎ現金として令和6年度へ繰り越しましたので、それを財源として充当します。以上で、簡易水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 本件についても、本日は議案の説明までとし、定例会2日目に質疑・討論及び採決を行う予定といたします。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月27日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時57分